

332. 2-Ta22ウ



1200500737626

2.2  
22

太平洋産業研究  
叢書第五輯

世界的危局下に於ける蘭印財政

太平洋貿易研究所編



始



912  
246

太平洋産業研究叢書 第五輯

世界的危局下に於ける蘭印財政

184

横濱高等商業學校  
太平洋貿易研究所

332.2  
TA22



はしがき

もくろく

第一篇 總論

一、關印財政と和蘭本國財政との關係  
二、會計制度  
三、關印財政の發展

第二篇 總論

一、會計一般支出  
二、事業法によらざる官業缺損補填費  
三、事業法による官業缺損補填費

第三篇 收入論

一、租稅  
二、官業收入  
三、雜收入  
四、公債收入  
五、扶役

第四篇 特別會計

むすび

もくろく



### はしがき

蘭印財政に關する根本資料はきほめて乏しく、殊に、最近における、詳細なる統計的資料の入手については、絶望視してゐたところ、計らずも、滿鐵調査部の平館利雄氏及び東亞經濟調査局の雪竹 榮氏の兩氏よりの御紹介により、同調査局中村孝志氏より「蘭印統計年報」一九四〇年版その他の貴重なる資料を拜借し得て、漸く、これだけのものを、まとめることが出来た。

身邊雜事堆積の中にあつて、短期間に執筆したので、蕪雜きはまるもので、汗顔に堪えないが、とにかく、現時世界的危局下における蘭印財政の内容に對して、若干の分析をこゝろみ得たことを以て、せめてもの慰めとしてゐる。

こゝに、右三氏の御厚意に對し、心からの御禮を申し上げる次第である。(井手)

#### 參考文獻

- Indisch Verslag 1940 (Statistisch Jaarverslag van Nederlandsch-Indië over Het Jaar 1939)
- Economisch Weekblad voor Nederlandsch-Indië (9 Mei 1941)
- Amry Vandenbosch ; The Dutch East Indies  
Per Eastern Survey, Vol. X, No. 17.
- 南洋叢書第一篇 蘭印東印度篇(東亞經濟調査局)
- 研究資料(南洋經濟研究所)昭和十六年九月十日
- 蘭印經濟調査第五部(野村合名會社海外事業部)
- 蘭領東印度經濟研究資料第一輯(太平洋貿易研究所)

## 第一篇 總論

### 一、蘭印財政と和蘭本國財政との關係



オランダが、彼の「カルチュアー・システム」によつて、一八三〇年代の初期より一八七〇年代にかけての四十年間に、東印度より八億ギルター以上の収入を獲得したことは、周知の通りである。この時代にあつては、

蘭印の財政は、獨立せず、本國財政に從屬してゐたのである。即ち、オランダは、蘭印經營を一の營利企業視し、帝國主義的收奪を志まゝにしたのであつた。蘭印財政は、獨立してゐないのであるから、蘭印經營、統治に必要な資金は、之は本國に仰ぐと共に、その収益は、蘭印住民を漏らすこと無く、盡く、本國に吸收されるといふ仕組みであつた。

蘭印の財政が、本國財政より獨立したのは、一九二二年のことである。この年度より、蘭印財政は、原則として、自給自足主義となつた。即ち、蘭印の統治、開發のための資金は、蘭印に於て、之を、負擔すると共に、その収益も、また、蘭印自身に歸着することとなつたのである。

しかし、由來、完全なる財政の獨立は、植民地によつて、きはめて困難である。蘭印財政に於ても、獨立以後にあつても、本國より、不足分を充足するために、若干の補助は、之を仰いで來た。その代り、オランダは、蘭印財政を獨立せしめたのちと雖も、その、蘭印財政を通しての收奪は、決して、之を停止したわけではなかつた。

しかし、今次歐洲大戰勃發と共に、蘭印は母國和蘭より財政經濟的に切りはなされるに至つた。かくて、蘭印の母國よりの被收容性はなくなつたわけである。このことは財政部面においても種々の影響を及ぼすに至つた。この小論は、獨立以後における蘭印財政を分析し、オランダの、財政を通しての、蘭印收容の事實について、若干の考察を試み、且つ、第二次世界大戰下における、日本に對する所謂A B C D包圍陣の一環としての蘭印の軍國主義化の一樣相を、その財政部面において捉へることを、主たる目的とする。

## 二、會計制度

蘭印財政は、一般會計と特別會計とから成る。

一般會計は、支出、収入の兩部より成り立つが、この兩者は、それ／＼次の如く區分される。

一般會計

支出 1. 一般支出

2. 事業法によらざる官業缺損補填費

3. 事業法による官業缺損補填費

収入 1. 一般収入

2. 事業法によらざる官業収入の繰込

912  
246

3. 事業法による官業収入の繰込

4. 租稅收入

5. 雜收入

右に於て、一般支出と云ふのは、各行政官廳の經費、即ち一般行政費を意味し、一般収入は、各行政官廳の行政收入を意味する。

次に、租稅收入は自明のこととして、官業に關する収入、支出の説明は、特別會計と關聯があるから、特別會計について、先に述べよう。

特別會計と云ふのは、蘭印政府が行なつてゐる各種官業の資本勘定その他である。而して、官業の中には、蘭印事業法の適用されるものと、然らざるものと二種類がある。特別會計は大體、左の如き構成を持つ。

特別會計

1. 事業法による官業の収入支出

2. 事業法によらざる官業の収入支出

3. 特別支出及び収入

特別支出、収入と云ふのは、例へば、道路・橋梁建設事業、灌漑事業等の收支を指す。

さて、この特別會計と一般會計との關係について見るに、特別會計の官業収入より、一般會計に繰込む場合

と、逆に、一般會計より、赤字補填費として、特別會計へ支出する場合とがある。さきに示した一般會計における、官業に關する収入、支出は、このことを意味する。

一般會計の租稅收入及び雜收入の内容については、後に、その箇所において、詳細に説明するであらう。

こゝでは、單に、一般會計、特別會計の内容が、植民地ならざる一般諸國財政のそれと、多少趣を異にしてゐることを指摘するに止める。

次に、會計年度は、一月一日にはじまり、十二月三十一日を以て終了する。

豫算案は、國民參議會（一九一八年開設）に提出されねばならぬ（提出日は、毎年五月、議會開會日）。しかし、國民參議會は、豫算案を討議し、意見書を附して、總督に返却し、總督の再考を促がすの權利を與へられてゐるが、豫算案を議決する權利は、之を所有しないのである。之によつても、蘭印統治の獨裁性が明確にうかがはれるのであり、オランダが、蘭印財政を通じて、蘭印收奪に専念しつゝあることを推察しうる次第である。

### 三、蘭印財政の發展

蘭印財政は、一九一二年を以て、はじめて獨立したのであるが、それ以前にも、本國財政に從屬するものとして、存在はしてゐた。蘭印財政豫算なるものが、はじめて發表されたのは、一八六六年であり、同豫算は、一八六七年に實施せられた。

(1) 1867-1941 歳入歳出表 (単位千ギルダー)

年次	總額			一般會計			特別會計		
	歳出	歳入	剰餘 不足	歳出	歳入	剰餘 不足	歳出	歳入	剰餘 不足
1867/1911	6,681,303	6,629,393	— 51,910	6,328,290	6,629,393	301,103 —	353,013	—	— 353,013
1912	269,025	270,550	1,525 —	247,795	270,550	22,755 —	21,230	—	— 21,230
1913	327,071	311,354	— 15,717	287,835	311,354	23,519 —	39,236	—	— 39,236
1914	343,943	281,726	— 62,217	295,323	281,726	— 13,597	48,620	—	— 48,620
1915	347,887	309,734	— 38,153	306,335	309,734	3,399 —	41,552	—	— 41,552
1916	373,049	343,127	— 29,922	311,575	343,127	11,552 —	41,474	—	— 41,414
1917	420,403	360,139	— 60,264	371,473	360,139	— 11,334	48,930	—	— 48,930
1918	512,573	399,724	— 112,849	442,287	398,872	— 43,415	70,286	852	— 69,434
1919	721,186	543,097	— 178,089	623,613	535,563	— 88,050	97,533	7,534	— 90,039
1920	1,060,435	756,362	— 304,073	921,740	756,101	— 165,639	138,695	261	— 138,434
1921	1,056,016	791,763	— 264,253	866,086	791,267	— 74,819	189,930	496	— 189,434
			1,525 1,065,537			61,225 396,854			
1912/1921	5,431,588	4,367,576	— 1,064,012	4,694,062	4,358,433	— 335,629	737,526	9,143	— 728,383
1922	851,258	752,578	— 98,680	759,230	851,930	— 7,300	92,28	648	— 91,380
1923	710,793	650,448	— 60,345	645,978	650,030	40,74 —	64,815	396	— 64,419
1924	666,138	717,939	51,801 —	617,644	710,355	92,711 —	48,494	7,584	— 40,910
1925	682,854	753,819	70,995 —	643,592	752,095	108,503 —	39,262	1,754	— 37,508
1926	751,069	807,853	56,784 —	704,993	805,220	100,227 —	46,076	2,633	— 43,443
1927	775,858	778,050	3,194 —	722,820	768,709	45,889 —	53,038	10,343	— 42,695
1928	845,765	835,917	— 9,848	884,848	820,158	41,310 —	60,917	9,759	— 51,158
1929	904,593	848,529	— 56,064	832,548	840,904	8,356 —	72,045	7,625	— 64,420
1930	893,540	755,552	— 137,988	825,388	740,393	— 84,995	68,152	15,159	— 52,993
1931	767,062	652,009	— 115,053	736,285	654,369	— 81,916	30,707	17,640	— 13,137
			182,774 479,978			401,070 194,211			
1922/1931	7,848,930	7,553,726	— 295,204	7,273,326	7,460,185	206,859 —	595,604	73,541	— 502,063
1932	631,826	501,815	— 130,011	607,675	465,361	— 142,314	24,151	36,454	12,303 —
1933	554,068	460,642	— 93,426	526,682	404,795	— 121,887	27,386	55,847	28,461 —
1934	509,269	455,180	— 54,089	489,977	406,320	— 83,657	19,292	48,860	29,568 —
1935	480,192	466,739	— 13,453	465,585	432,354	— 33,231	14,607	34,385	19,778 —
1936	508,409	537,819	29,410 —	487,801	471,667	— 16,134	20,608	66,152	45,544 —
1937	575,187	575,452	265 —	493,084	520,413	27,329 —	82,103	55,039	— 27,064
1938	649,076	596,651	— 52,425	545,537	547,536	1,999 —	103,499	49,115	— 54,384
(1) 1939	710,609	661,923	— 48,686	589,664	579,967	303 —	130,945	81,956	— 48,989
(2) 1940	769,472	688,668	— 80,804	598,203	580,307	— 17,896	171,269	107,361	— 63,908
(3) 1941	829,305	694,140	— 135,165	609,297	574,690	— 34,607	220,008	129,450	— 90,558
			29,685 603,019			29,631 459,726			135,654 284,903
1932/1941	6,217,393	5,638,029	— 579,364	5,403,505	4,973,410	— 430,095	813,868	664,619	— 149,249
1867/1941	26,179,194	24,188,124	— 1,991,070	23,699,183	23,441,421	— 257,762	2,480,011	747,303	— 1,732,708

(1) 假決算 (2) 概算 (3) 豫算

次に、會計年度は、一月一日にはじまり、十二月三十一日を以て終了する。

豫算案は、國民參議會（一九一八年開設）に提出されねばならぬ（提出日は、毎年五月、議會開會日）。しかし、國民參議會は、豫算案を討議し、意見書を附して、總督に返却し、總督の再考を促がすの権利を與へられてゐるが、豫算案を議決する権利は、之を所有しないのである。之によつても、蘭印統治の獨裁性が明確にうかがはれるのであり、オランダが、蘭印財政を通じて、蘭印收奪に専念しつゝあることを推察しうる次第である。

### 三、蘭印財政の發展

蘭印財政は、一九一二年を以て、はじめて獨立したのであるが、それ以前にも、本國財政に從屬するものとして、存在はしてゐた。蘭印財政豫算なるものが、はじめて發表されたのは、一八六六年であり、同豫算は、一八六七年に實施せられた。

よつて、こゝでは、一九一二年以降は各年別に、それ以前は、總計を見ることによつて、創設以來の蘭印財政の發展ぶりを概観しよう。

第一表に示されたところによれば、一八六七年より一九一一年に至る四十五年間に、支出總額六十六億八千三百三十萬三千ギルター、即ち十年間平均一四億八千四百七十三萬四千ギルターに對し、獨立後の最初の十年間、即ち一九一二年より一九二一年に至る間の支出總額は五十四億三千五百五十八萬八千ギルターと、殆んど四倍近くの飛躍を見せてゐる。而して、次の十年間、即ち一九二二年より一九三一年に至る間の支出總額は、更に増大して、七十八億四千八百九十三萬ギルターとなつてゐる。しかるに、その次の十年間、即ち一九三二年より一九四一年に至る支出總額は、稍々減退して、六十二億一千七百五十七萬三千ギルターとなつてゐるのである。

即ち、一九一二年の獨立以後、蘭印財政は急速に膨脹したことが判る。而して、それ以降においては、一九二二年―一九三一年の期間が最も膨脹してゐる。この傾向は、一般會計に於て、より顯著に看取出来るのである。さて右の傾向のもつ意義に就いて考察しよう。一九二二年―三一年の期間は、蘭印が、一の資本主義國としての繁榮期であり、經濟力の進展に隨判しての財政の發展がもたらされたのである。このことは、經費の膨脹をしつゝ収入の増加に於て明らかである。即ち、この期間に於て、七年間は、剩餘を生じ、赤字年度は、僅かに、三ヶ年にすぎない。而して、この期間の歳入剩餘額は、合計二億六百八十五萬九千ギルターに及んでゐる。

こゝに注意すべきは、前記赤字年度三ヶ年のうち、二ヶ年が、一九三〇年、一九三一年だと云ふこと之であ



る。これは、一九二九年以來の世界的恐慌の蘭印財政への反影を物語つてゐる。蘭印の如く、主として農産物の海外輸出に依存してゐる經濟は、世界經濟の動向に敏感に左右されると云ふ弱點を有する。

世界恐慌——蘭印經濟の不振——財政収入減少。このことは、それまで大體上昇傾向に在つた収入が、一九二九年以降において、急激に減退してゐることによつて、明證される。

他而、經費は、収入の減退に應ずべく、急激には、減退してゐないのである。何が故に、經費の節減が困難であつたか、といふことについては、のちに、經費の所で觸れるであらう。とまれ、こゝでは一九二二年——一九三一年期の末期が、恐慌の影響をうけて、赤字を出してゐることに、注意を喚起すれば足りる。

次に一九三二年——一九四一年の十年間は、前半は、恐慌による赤字時代であり、中途において、恐慌の漸時的克服にもとづく剩餘時代を経て、第二時世界大戰下の非常時財政時代に入つて、再び、赤字を現出せしめてゐる。

今、一般會計について、上述のことを、稍々詳細に見れば、一九三二年より三六年までは、赤字時代がつゞいてゐる。この期間に於て、収入は一九一九年以來の最下限を衝いてゐるが、のち、稍々上昇の傾向を見せてゐる。他方、歳出は、漸時的に節減されてゐる。

一九三七年より三九年までは、赤字時代より剩餘時代に轉化した期間であるが、これは、一方において、支出の漸増ありしにも拘はらず、収入部面において、より以上の増加がもたらされたによる。このことは、蘭印經濟

が、次第に、恢復しつゝあることを意味するであらう。しかし、その剩餘額は、この三ヶ年内において、次第に減少してゐることを注意しなければならぬ。即ち、一九三七年の剩餘額は二千七百三十二萬九千九百九十九ギルダーに、一九三八年には百九十九萬九千九百九十九ギルダー、一九三九年には、僅かに三十萬三千九百九十九ギルダーへと激減してゐる。

このことは、蘭印經濟が、第二次歐洲大戰下の行きつまる世界經濟の影響をうけて、自らも萎縮し、収入の増加が思ふ様にもたらされなかつた反面、支出は、國防の強化、統制經濟のための支出増加等のため、相當の増加をなしたことに基づく。

かゝる傾向が深化して、一九四〇年及び一九四一年の赤字の出現をもたらしたのである。特に、一九四一年度の赤字は、四千四百六十萬七千九百九十九ギルダーにして、一九四〇年の一千七百八十九萬六千九百九十九ギルダーに比し、二倍半に増加してゐることは、本國をドイツに攻略された蘭印の、収入部面における本國よりの補助金の杜絶と、軍國主義化する蘭印の、支出部面におけるやむなき増大とに因るものである。

以上は、主として、一般會計を中心として、記述した。これは、蘭印の財政を考察する場合、一般會計を以て、之を代表せしめて、考察することが、適切だと思つたからである。蓋し、特別會計は、主として、官業の資本勘定であるが、この、収益乃至缺損は、一般會計に繰込まれ、または、一般會計より拂込まれてゐるが故に、一般會計収入、支出の考察は、當然、特別會計とも關聯してゐるからである。

したがつて、以上によつて、蘭印財政開設以來今日までの、きはめて大雜把な發展傾向は、之を理解すること

が出来たわけである。

尙、念のため、特別會計について、一言すれば、同會計は、第一表によつて明らかなる如く、一九一二年以降、殆んど毎會計年度毎に、赤字の連続である。それが、一九三二年以後一九三六年まで剩餘を示してゐる。これは、収入の増加と、支出の減少に基づくものであるが、世界恐慌の唯中にあつて、一般會計が、赤字の累積に呻吟しつゝあるとき、特別會計における、この反対の現象は、特別會計の内容が、種々雑多なるにかんがみ、その意義も複雑である。この點に關しては、のちにふれる機会があるであらう。たゞ、一九三七年以後、収入の増加以上に、経費が飛躍的に膨脹して、赤字時代に入り、この傾向は、特に、一九四〇年以後に於て著しいといふことについては、蘭印の軍國主義化と關聯のあることを指摘して置くであらう。

## 第二篇 經費論

### 一、一般會計一般支出

一般會計、即ち、蘭印政府の統治のための財政の經費は、いかなる要素から構成されてゐるか。一九三四年以降一九四一年までの分析を左に示すことゝしよう(第二表)。

第二表によつて見れば、一般會計の經費は、既述の如く、一般支出と事業法によらざる官業缺損補填費、及び事業法による官業缺損補填費とより成るが、額に於て、斷然他を引き離してゐるのは、一般支出である。第二位

は遙かに小額ではあるが、事業法によらざる官業缺損補填費であり、最小額は事業法による官業の缺損補填費である。

(2) 一般會計經費内譯 (單位千ギルダー)

	譯		決		算				
	1941	1940	1940	1939	1938	1937			
1. 一般支出	573,869	569,297	566,494	522,337	490,711	443,885	439,887	416,089	436,442
2. 事業法=ヨラザル官業缺損補填費	21,759	21,248	20,363	56,771	52,919	46,647	40,275	41,464	44,190
3. 事業法=ヨル官業缺損補填費	13,669	14,196	11,346	556	1,907	2,510	7,661	8,032	9,345
計	609,297	604,741	598,203	579,664	545,537	493,042	487,773	465,585	489,977

註 1939年度、假決算

一般會計の一般支出と云ふのは、各行政官廳の支出と公債費とである。第三表に於て、この一般支出の内譯を、一九三六年度以降一九四一年度に亘つて、示さう。但し、この表は、各部とも、支出より収入(行政収入)を差引いた純支出を示してゐる。外領内務費のみ、特に、その内譯を示したのは、この部門のみが、収入が支出に超過し、純支出はマイナスになつてゐるが爲め、讀者に奇異の感を抱かせざる爲である。

さて、各部門中、額の大なることに於て、注意すべきは、内務部、財務部、陸軍部、海軍部の經費及び、稍下つて、公債費である。

(3) 一般會計一般支出内譯

(單位千ギルダー)

	豫 算		決 算		豫 算		1936
	1941	1940	1939	1938	1937	1936	
1. 政府及議會	3,412	3,261	3,139	3,315	2,976	2,798	
2. 司法部	13,711	14,130	13,355	12,851	11,016	10,982	
3. 財政部	78,062	79,552	79,541	79,809	70,256	70,674	
3A. 關印公債部	36,501	35,554	52,217	54,600	79,268	48,973	
4. 内務部	90,698	90,822	79,102	77,830	65,051	97,590	
4A. 外領内務費	a	13,656	10,809	—	—	—	
b	14,226	13,813	11,302	—	—	—	
c	— 570	—	— 493	—	—	—	
5. 教育宗教部	29,649	29,669	25,852	24,273	19,780	26,176	
5A. 衛生部	8,426	9,514	9,990	9,353	8,078	9,393	
6. 經濟部	15,571	8,477	4,563	3,791	3,946	3,508	
7. 交通營業部	9,809	8,948	8,935	9,806	9,194	8,836	
8. 陸軍部	83,397	80,086	80,837	71,788	56,749	46,846	
9. 海軍部	55,897	54,394	31,232	27,223	13,353	12,390	

○ 1939年度入假決算

内務部支出は、一九三七年以降相當の節減振りを示してゐるが、一九四〇年、一九四一年の兩年度に於ては、再び膨脹し、一九三六年以來、再び第一位を占むるに至つた。次に内務部支出の内譯について、若干の考察をこ

いふより(第四表)。

(4) 内務部支出内譯

(單位 1,000ギルダー)

	豫 算		決 算		豫 算		1936
	1941	1940	1939	1938	1937	1936	
1. 部費及一般經費	a	2,718	2,639	2,883	2,584	2,358	2,191
b	2,649	2,375	1,433	1,354	1,208	1,233	
c	69	264	1,450	1,230	1,150	958	
2. 特殊行政費	a	391	395	337	483	488	474
b	1,717	1,675	1,692	1,637	1,438	55	
c	— 1,326	— 1,280	— 1,355	— 1,154	— 950	419	
3. 職人行政費	a	10,285	10,069	9,681	9,262	8,114	7,993
b	—	—	—	—	—	—	
c	10,285	10,069	9,681	9,262	8,114	7,993	
4. 士民行政費	a	10,617	10,501	10,217	10,757	9,776	9,518
b	—	—	—	—	—	—	
c	10,617	10,501	10,217	10,757	9,776	9,518	
5. 他ノ人種ニ對スル行政費	a	221	240	215	183	153	232
b	—	—	—	—	—	—	
c	221	240	215	183	153	232	
6. 行政官吏養成費	a	177	182	120	62	30	40

世界的危局下に於ける關印財政

世界的危局下に於ける蘭印財政

項目	1939年			1940年			1941年		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c
7. 警察費	23,210	22,764	20,525	19,788	17,910	17,002	1,278	1,207	1,266
8. 行政改革費	21,932	21,557	19,257	18,659	17,067	16,784	—	—	—
9. 地方費	31,447	32,609	30,749	28,853	24,035	13,975	358	351	31,089
10. 土民自治州費	13,294	12,680	11,789	12,113	10,677	5,666	5,661	5,326	7,633
11. 人民クレヂット銀行共同組合	472	485	391	424	389	365	541	570	69
12. 扶 役	1,260	1,248	1,242	1,728	1,669	1,597	860	848	400
13. 土民ギム制限費	16,901	18,425	14,595	1,528	633	156	400	400	7,630
計	90,698	90,822	79,102	77,830	65,051	37,580	9,271	8,962	5,946

註 1. 1939年へ假決算 2. a へ総費、b へ収入、c へ純支出

第四表によつて見るに、内務部支出中、主なるものは、警察費、地方費、土民自治州費、歐人及び土民行政費、土民ギム制限費等である。

警察費が、その額に於て、第一位であると云ふこと、そして、累年増加しつづけて來てゐることは、内政上の不安が蘭印において、相當顯著なることを示唆してゐる。

土民ギム制限費は、一九三九年以降、急激なる膨脹を示してゐる。世界大戰下における蘭印經濟の孤立化によるギム産業の不克服のための苦悶が、こゝに端的に、示されてゐる。

内務部の支出が、蘭印に於て、かくの如く大であるといふことは、小數の蘭人を以て、多數の土民を壓服せしめてゆくために生じたところの、必然的な結果であるとしてよいであらう。

財務部支出の中、主なるものは、徵稅費と、恩給費である。殊に、恩給費は、財務費中の大宗である。たとへば、一九四一年度の恩給費總額は六千四百八十九萬四千ギルダ、純支出は、五千五百三十七萬ギルダに達し、この純支出は、財務部純支出額の實に七十%以上を占めてゐるのである。この恩給の内譯は第五表に示されてゐる。

	(5) 恩 給		内 訳			
	1941	1940	1939	1938	1937	1936
文官恩納基金費	a 34,042	34,198	33,968	33,548	27,202	26,193
	b —	—	—	—	—	—
	c 34,042	34,198	33,968	33,548	27,202	26,193
文官遺族扶助料基金費	a 1,269	803	708	708	618	874
	b 2,535	2,341	2,209	3,135	2,872	3,455
	c —1,266	—1,538	—1,501	—2,427	—2,254	—2,581
其他ノ文官恩給費	a 2,557	2,541	2,801	2,750	2,558	2,495
	b 6,108	5,934	4,243	3,750	3,488	2,541
	c —3,551	—3,393	—1,442	—1,000	—930	—46
武官恩給基金費	a 25,266	25,705	24,723	25,961	23,083	22,222
	b —	—	—	—	—	—
	c 25,266	25,705	24,723	25,961	23,083	22,222
武官遺族扶助料基金費	a 981	793	778	796	548	896
	b 816	692	696	735	1,309	1,038
	c 165	101	82	61	—761	—172
其他ノ武官恩給費	a 779	757	784	793	793	781
	b 65	55	31	79	56	56
	c 714	702	753	714	737	725
計	(c) 55,370	55,775	56,583	56,857	47,077	46,341

かくの如き恩給費は、財原収入の減退に即應して、経費の節減の必要な場合にも、これが不可能なるものであり、赤字累積の原因を成すものである。更に、蘭印における恩給は、蘭人官吏に對するものであり、蘭人の土民收奪の便法となつてゐることを注意しなければならぬ。

尙、今次歐洲大戰勃發以後母國オランダと蘭印との交通杜絶せる爲め、母國在住の恩給受領資格者に恩給を送付することが不可能となつた爲め、蘭印において、當該資金を使用することとなり。武官恩給費は、之を建設的な國防費として使用することとなつたのである。

次に、陸軍部と海軍部との支出について述べる。兩者とも累年増大してゐる。海軍部支出は、元來、陸軍部支出よりも遙かに小であつたが、近年、特に、一九三八年以降急激に膨脹し、一九四一年度は、五千五百八十九萬七千ギルダー、一九三六年度の三倍弱へと飛躍してゐる。このことは、蘭印が、海上防備に努力しつゝある證左と見てよいであらう。

一九四一年度の陸軍部純支出と海軍部純支出との合計は一億三千九百二十九萬四千ギルダー、一般純支出の三〇パーセント以上に達してゐる。更に、特別會計中、國防目的と見らるゝ資本投下額を考へ合せれば、蘭印近年の軍國主義化の動向は、きはめて明瞭である(特別會計については後述する)。

陸軍部支出及び海軍部支出の内譯は、それ／＼第六表及び第七表に於て、示されてゐる。兩者に於て、一九四〇年度以降、「特殊事態に應ずる經費」が計上されてゐることは、注目に値するであらう。

(6) 陸軍部支出内訳 (単位1,000円)

	豫算		決算				
	1941	1940	1939	1938	1937	1936	
1. 部費及一般行政費	a 2,120	2,715	3,734	2,599	2,399	3,513	
	b 2,678	1,547	2,704	2,298	2,313	1,304	
	c 558	1,168	1,030	301	86	2,209	
2. 和蘭本國ノ交通費	a —	—	—	813	777	677	
	b —	—	—	—	—	—	
	c —	—	—	813	777	677	
3. 將校養成経費	a 381	980	1,010	847	666	610	
	b —	116	45	84	60	47	
	c 381	864	965	763	606	563	
4. 蘭印外ノ(マヤ)ノ軍人輸送費(休職軍人賜暇軍人ヲ除ク)	a 214	1,461	1,506	1,650	1,098	806	
	b —	1	2	1	2	2	
	c 214	1,460	1,504	1,649	1,096	804	
5. 歐洲滯留職員費	a 957	1,395	1,784	1,700	1,442	1,282	
	b —	—	—	—	—	—	
	c 957	1,395	1,784	1,700	1,442	1,282	
6. 地方廳費	a 480	463	464	403	344	326	
	b —	—	—	—	—	—	

7. 一般部費	c 480	463	464	403	344	326
	a 84,407	77,277	80,645	69,535	54,116	44,219
	b 14,289	13,588	11,410	8,580	6,635	7,063
	c 70,118	63,689	69,235	60,955	47,481	37,156
8. 地形上ノ行政費	a 1,668	1,509	1,324	1,283	1,103	1,102
	b 172	134	212	163	176	855
	c 1,496	1,375	1,112	1,120	927	247
9. 軍法會議費及ピ宗政費	a 154	162	144	136	117	125
	b —	—	—	—	—	—
	c 154	162	144	136	117	125
10. 特別救護費	a —	—	810	719	688	647
	b —	—	—	—	—	—
	c —	—	810	719	688	647
11. 蘭印内ノ輸送費	a 2,438	2,355	2,737	2,286	2,205	2,130
	b —	—	—	—	—	—
	c 2,438	2,355	2,737	2,286	2,205	2,130
12. 演習其他	a 827	803	814	804	792	705
	b —	—	—	—	—	—
	c 827	803	814	804	792	705
13. 其他	a 3,347	2,035	1,506	1,341	1,170	1,839
	b 1,320	1,173	1,268	1,202	982	1,064
	c 2,027	862	238	139	188	25

世界の危局下に於ける蘭印財源

14. 特殊事邊 = 應ズル經費	a 4,863	5,490	—	—	—	—	—
	b —	—	—	—	—	—	—
	c 4,863	5,490	—	—	—	—	—
計 C	83,397	80,086	80,837	71,798	56,749	46,846	—

註：一九三九年は假決算 aへ支出、bへ收入、cへ補支出

(7) 海軍部支出内譯 (單位1,000キルム)

	豫算		決算			
	1941	1940	1939	1938	1937	1929
1. 一般海軍經費	a 3,024	4,776	3,841	3,018	2,907	3,224
	b 182	179	163	166	269	235
	c 2,842	4,597	3,678	2,852	2,638	2,989
2. 海軍部行政費	a 739	648	602	633	505	494
	b —	—	—	—	—	—
	c 739	648	602	633	505	494
3. 艦隊費	a 39,698	38,643	25,138	23,012	18,989	19,823
	b 200	5,200	5,185	5,190	13,287	13,212
	c 39,498	33,443	19,953	17,822	5,702	6,611
4. 水路測量費	a 546	755	347	437	297	326
	b 3	3	—	—	—	—

5. a 政府艦隊	c 543	752	347	437	297	326
	a 3,912	3,444	2,428	2,230	1,704	1,398
	b 495	455	459	37	79	113
	c 3,417	2,989	1,969	2,193	1,625	1,285
b. 地方服役艦	a 1,460	1,408	1,224	1,234	1,050	805
	b 418	379	382	386	315	16
	c 1,042	1,029	842	848	735	789
c. 汽船及パイロット費	a 1,194	1,153	1,151	1,046	946	899
	b 205	203	223	158	144	119
	c 989	950	928	888	802	780
d. 浮標及海洋照明費	a 730	714	642	639	548	584
	b 5	8	8	5	9	8
	c 725	706	634	634	539	576
e. 其他ノ航海行政費	a 1,000	954	958	1,012	984	963
	b 109	92	88	109	90	78
	c 891	862	870	903	894	885
6. 磁氣及氣象観測費	a 299	248	216	186	130	117
	b 3	3	3	4	—	3
	c 296	245	213	182	130	114
7. 艦隊編成所	a 3,000	700	999	13,679	11,272	9,156
	b —	—	—	13,894	11,352	11,550
	c 3,000	700	999	—215	—80	—2,394

最長の定期以上の支出の額は括弧

111

格 納	原		入		出		計
	a	b	a	b	a	b	
8.	531	486	397	186	214	310	
	516	466	288	205	745	429	
	15	20	109	19	531	119	
9.	226	226	177	147	161	108	
	159	160	89	82	64	54	
	67	66	88	65	97	54	
10. 特殊事項 = 應ムル租費	1,833	7,387					
	1,833	7,387					
計	55,897	54,394	31,232	27,223	13,353	12,390	

註. 1. '36年度入徴決算 a へ支出. b へ収入. c へ純支出.

和蘭の海軍は蘭印に關して特別の豫算をもたない。したがつて、蘭印海軍費の一部は和蘭本國によつて負擔されてゐる。蘭印海軍が、陸軍費に比し、比較的小であつたのは、かゝる事情に基づくものであらう。しかし第二次歐洲大戰の勃發、和蘭本國のドイツによる占領は、蘭印を母國より切り離してしまつた。かくて、蘭印は自らの負擔に於て、海防の固めねばならなくなつた。最近の海軍費の膨脹は、かゝる事情に基因してゐると思はれる。

尙、以上の軍事費の數字は「蘭印年報」一九四〇年版によるものであるが、Far Eastern Survey の一九四一

年九月八日號によれば、蘭印軍事費の數字は、はるかに巨大である。即ち軍事費總計一九三九年は一五九、三二七、〇〇〇ギルダー、一九四〇年は二九三、七〇〇、〇〇〇ギルダー、一九四一年度豫算は三〇八、七五〇、〇〇〇ギルダーとなつてゐる。

私は今、「年報」の數字とこれらの數字との開きの原因を説明することは出来なう。が、とにかく、蘭印軍事費が、最近たゞならざる膨脹を示しつゝあることは事實と思はれるのである。公債費の大なることも、注意すべきである。しかし、公債費は、一九三八年以後、累年減退を示してゐるが、これは 低利價格の結果であつて、之を以て、直ちに、公債費が、將來、減少しつゞけると即斷するは不當である。現に、一九四一年度に於ては、多少の増勢を示してゐるのである。尙、公債に關しては、收入論に於て、詳説するであらう。

以上を以て、一般會計一般支出の略述を了り、一般會計支出の他の部門に移らう。

## 二、事業法による官業費缺損補填費

一般會計支出に於て、一般支出に次ぐものは、蘭印事業法によらざる官業の缺損補填費であるが、こゝでは、便宜上、事業法による官業缺損補填費をのべる。尤も、この種官業収益は、逆に一般會計收入部面にくり込まれてゐるから、兩者のバランスを勘考したのちでなければ、この種官業と一般會計との間の眞の收支上の關係は判



然しない。このことは、収入の部に於て論及するであらう。

蘭印事業法の適用を受くる官業としては、左の如きものが、あげられる。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 阿片工場         | セマラング港      |
| 官營質屋         | タンジョン・ブリオク港 |
| 製鹽工場         | セラバヤ港       |
| 官營農場         | バンカ錫鑛業      |
| 官營印刷工場       | 石炭業・エビリン石炭  |
| 郵便、電信、電話事業   | ベクト・アサム石炭   |
| 官營水力事業       | 官營鐵道        |
| 港灣事業・マカッサール港 | 測量事業        |
| エンマ港         | 海軍工廠        |
| ペラワン港        |             |

以上のうち、鐵道事業は、一九四〇年より事業法の適用を受け、印刷工場は、一九三八年以來事業法の適用を受くるに至つてゐる。

詳細は、特別會計の所で論ずる。

### 三、事業法によらざる官業缺損補填費

事業法によらざる官業として、最も意義の大なるは、阿片及鹽の專賣事業である。

左に、この種官業を列記しよう。

- 阿片及鹽の專賣
- 森林事業
- 官營印刷工場
- 港灣事業
- 浚渫事業
- 鐵道、軌道、モーター車運輸

右の中、官營印刷工場は、既述の如く、一九三八年以來、事業法の適用をうけ、鐵道事業其他は一九四〇年以來事業法の適用をうけてゐる。

港灣事業には、事業法の適用をうけるものと、しからざるものとがあるのである。

この種官業に關しても、特別會計の所で詳論するであらう。

以上によつて、一般會計の經費に關する記述を了つて、收入論に這入らう。

第三篇 收入論

本篇に於ては、前篇に對應して、一般會計の收入について考察を試みるであらう。

一般會計歳入の内譯は第八表に示されてゐる。即ち、一般會計歳入は左の五部門より成り立つてゐる。

- 一般收入
- 事業法によらざる官業收入の繰込
- 事業法による官業收入の繰込
- 租稅收入
- 雜收入

第八表に於て、右各收入部門に、4、5、6、7、8、と番號が打たれてゐるのは、先に掲げた一般會計支出(第二表)の番號に引きつゞくものである。

こゝに、一般收入と云ふのは、各行政官廳(部)における收入(行政收入)である。雜收入の内容については後述する。

こゝで、第二表と第八表とを對比して考察すれば、一般會計の純支出と純收入が得られるわけである。即ち、左の如き方式が成り立つであらう。

一般純支出=1-4  
 純收入=7+8+(5-2)+(6-3)

(8) 一般會計收入内譯 (單位千ギルダー)

	繰 算		繰 算		決 算					
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934
4. 一般收入	149,706	155,290	155,387	134,515	115,982	104,132	101,721	99,982	86,485	
5. 事業法による官業收入繰込	40,638	39,968	39,691	80,795	75,117	75,115	63,290	65,591	69,270	
6. 事業法による官業收入繰込	26,171	25,165	29,409	29,891	26,874	25,265	20,293	19,265	10,615	
7. 租稅收入	315,961	308,344	326,634	300,172	290,934	285,404	261,385	228,805	221,643	
8. 雜收入	32,194	30,832	29,206	34,594	38,629	30,455	25,010	18,711	18,307	
計	564,690	559,599	580,307	579,967	547,536	520,371	471,639	432,354	406,320	

註 1939年度へ假決算

右の方式による計算は、第九表に於いて、示されてゐる。

即ち、一九四一年について見れば、純支出としては、一般支出と一般收入との差額四億二千四百十六萬三千ギルダーあるのみである。純收入を構成するものとしては、租稅收入、事業法によらざる官業の餘剩、事業法による官業の繰込及び雜收入の四部門があり、合計三億七千九百五十五萬六千ギルダーとなつてゐる。そして結局、

一九四一年度は四千四百六十萬七千ギルダの赤字を示してゐる。

(9) 純収入及び一般會計純支出

(單位千ギルダ)

(收入)	豫算		概算		決算					
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934
租	315,961	308,344	326,634	300,172	290,934	285,404	261,385	228,805	221,643	
事業法ニヨラザル官業ノ餘利	18,899	18,720	19,308	24,024	22,198	28,468	22,955	24,127	25,080	
事業法ニヨル官業ノ一般會計ヘノ繰込	12,502	10,969	18,063	29,335	24,967	22,755	12,682	11,233	1,269	
計	379,556	368,865	393,211	388,125	376,728	367,082	322,032	282,876	266,299	
(支出)										
一般純支出	424,163	414,007	411,107	387,822	374,729	339,753	338,166	316,107	349,956	
餘	—	—	—	303	1,999	27,329	—	—	—	
不	足	44,607	45,142	17,996	—	—	16,134	33,231	83,657	

1939年度入盟決算

純支出及び純収入の構成は、他の年度も同じである。バランスの餘利、不足の各年度については、既に、第一表に於て、示したところである。

さて、第八表によれば、各年度ともに、歳入の大宗たるの地位を確保してゐるのは租稅收入である。一九四一

年度に於て、租稅收入は、一般會計收入總額の五六パーセント弱を占めてゐる。これに、實質的に租稅收入たる阿片及鹽の專賣收入の一般會計繰込額を加算すれば、租稅收入の地位は更に大となるであらう。蘭印の財政も、多くの資本主義國の財政と同様に、租稅經濟たるものが、之によつて明らかである。

行政收入は一般會計收入總額の二六パーセント強であり、官業收入の一般會計への寄與は、事業法の適用されるものと然らざるものとを合せて、十二パーセント弱である。官等收入の寄與が斯くの如く少額であるのは、最近、種々の事情によつて、官業經營が赤字の過大になやんでゐることに因る。そこで一九四一年に比し、はるかに赤字の小なるか、或ひは餘利を生める(第一表参照)一九三九年以前の各年度においては、官業收益の一般會計への繰込額は、行政收入に匹敵してゐるのであるが、赤字の増大しかけた一九三八年頃から、次第に、行政收入に引きはなされてきてゐるのである。

### 一、租 稅

最初に、租稅收入について略述しよう。

蘭印の租稅は、次の二十五種類である。

富徴稅。所得稅及び非常時課徵。給料稅。財産稅。會社稅。配當金に對する租稅。資子利子稅。地租。家屋動産稅。モーター車稅。印紙稅。移轉稅。相續稅。屠殺稅。特別稅。土地收入其他。輸入關稅。輸出關稅。土民

世界的危局下に於ける蘭印財政

ゴム特別輸出税。統計税。消費税。輸出入關係收入。貨貨料及免許料。競賣税。和蘭戰時利得税分前。この外に、扶役に代る人頭税なるものが、特定地域に於て賦課せられてゐるが、このことは、のち、扶役の項に於てのべる。一般租税収入の中には、人頭税は加算しないのが普通である。

租税収入の内譯を一九三三年度以降について、示さう(第十表)。

即ち、租税収入の中に於て、重要な地位を占むるのは、所得税、給料税、會社税、土地收入、輸出入關稅、及び消費税等である。

所得税は、歐人、土民雙方に課せられるものである。

(10) 租税収入内譯 (單位1,000ギルダー)

項	算		假決算		決		算	
	1941	1940	1940	1939	1937	1936	1935	1934
1. 富	700	850	750	897	854	767	734	805
2. 所得税及非	39,000	41,100	42,100	36,528	33,540	27,913	27,723	28,241
3. 給料	25,000	25,100	26,000	24,798	19,464	21,623	19,663	17,108
4. 財産税	1,000	1,110	1,110	1,366	1,164	1,144	1,059	1,025
5. 會社	43,700	45,800	45,809	37,024	48,809	25,977	12,577	7,869
6. 配當金=對スル税	—	100	—	415	—	81	4	—
7. 資本利子税	57	63	60	58	66	114	225	257
								658

8. 地	5,500	5,500	5,000	5,073	4,317	4,594	5,221	6,262	7,254
9. 家屋	4,000	3,700	4,000	3,969	3,689	3,438	3,241	3,103	3,257
10. モーター車	560	730	560	672	809	782	654	575	3,942
11. 印紙	7,500	7,500	8,000	8,604	7,125	9,378	6,729	6,504	7,175
12. 移轉	1,400	1,450	1,550	1,433	1,479	1,316	1,407	1,574	1,774
13. 相續	350	350	350	318	366	286	308	499	200
14. 屠殺	4,000	4,000	4,000	4,128	3,928	4,275	4,742	4,982	5,011
15. 特別	54	64	52	152	146	250	193	201	226
16. 土地收入其他	21,695	21,645	21,800	22,162	22,858	22,471	23,712	24,161	23,555
17. 輸入關稅	48,000	58,538	55,000	58,954	50,436	55,853	44,133	47,811	52,382
18. 輸出關稅	29,800	21,077	29,800	20,567	23,900	38,121	7,593	2,255	3,162
19. 土民ヲム特別輸出税	—	—	—	—	—	26	49,405	24,151	11,541
20. 統計	3,000	2,900	3,200	3,026	2,898	3,554	2,002	1,810	1,949
21. 消費	69,250	65,600	69,300	68,441	63,984	62,474	52,832	48,108	46,837
22. 輸出入關係收入	225	225	225	572	238	240	224	230	256
23. 貨貨料及免許料	142	142	142	144	153	183	130	161	190
24. 競賣	830	800	835	810	760	635	870	1,024	1,323
25. 和蘭戰時利得税分前	10,200	—	6,500	—	—	—	—	—	—
26. 廢止	—	—	—	1	—	—	3	168	127
合	315,961	—	326,634	300,172	290,934	285,404	261,385	228,805	221,643

この所得税と會社税、土地收入、それに給料税の三者が、蘭印における直接税の根幹を爲してゐる。土地に對し世界的危局下に於ける蘭印財政

する課税には、地租と土地収入とがあり、前者は、土民所有の農耕地にのみ賦課せられるものであり、土地収入といふのは、農耕地以外の私有地に課せられるものである。

給料税は、一九三五年に創設されたものである。土民の下男女中等を使用してゐる雇主が支拂ふものであるが結局、實質的負擔は、給料の切下げによつて、被用人に轉嫁せられるのである。

蘭印の租税収入において注目すべきは、間接税の割合の大なることである。

間接税の主なるものは、消費税、輸出入關稅であるが、之等三種の租税収入は、一九四一年度に於て、全租税収入の四十六パーセントを占めてゐる。

消費税は課税物件は、パラフィン油、ガソリン、マッチ、タバコ、アルコール、ビール、砂糖等であるが、そのうち、最も大なるは、タバコ税と、ガソリン税とである。消費税の課税物件の中に、大衆消費品が相當に含まれてゐることを留意すべきである。このことは、消費税の負擔が、土民に可成りの程度において歸着することを暗示してゐる。

輸出入關稅、特に輸入關稅もまた、大衆課税たるの本質を有する。

租税収入は、大體累年増加をつゞけてきてゐるが、一九四一年度は、一九四〇年に比し、稍々減退してゐる。所得税、消費税、會社税、輸出入關稅等、蘭印租税収入の中心となるべきものは、すべて蘭印の經濟力の盛衰、貿易の振、不振等に、敏感に左右されるものである。蘭印經濟力は、世界恐慌以後深刻なる打撃を受け、その

後、種々の統制方策によつて、若干の立ち直りを見せたとは言へ、最近數年間の世界動亂下に於て、孤立化せる蘭印經濟の菱縮沈滞は、相當顯著なるものあるにもかゝらず、租税収入が、かくの如く、大體、増加の一路を辿り來つたといふことは、主として、税率の引上げ等の人為的な増徴政策の作用にもとづくものである。

しかし、一九四〇年度に於ては、新たに、所得税、所得税附加税、會社税附加税、輸出入税等の引上げが爲されたにも拘らず、一九四一年度において、多少の減収が見込まれてゐることは、蘭印經濟界の極く最近の不振を物語るものであらう。

所得税、家屋及動産税、會社税、地租、消費税、給料税、屠殺税、輸出入關稅等の詳細については、第十一表―第十五表に、統計的に示して置いた。

## 二、官業収入

蘭印政府が經營する官業には、蘭印事業法によるものと、しからざるものがあることは、既にのべた。

この官業収入よりの一般會計への繰込も、輕視すべからざる額にのぼつてゐる。即ち、一九四一年度において事業法による官業よりの繰込額は、四千六十五萬八千ギルダー、事業法によらざる官業よりの繰込額は、二千六百十七萬一千ギルダー、合計六千六百八十二萬九千ギルダー、一般會計總収入の十二パーセント弱を占めてゐる。

(11) 査定税表 (1933-1939)

(単位1,000,000円以下)

年	査定表 = ヨル分類					1934	1935	1936	1937	1938	1939	其ノ以前ノ年度
	1933	1934	1935	1936	1937							
1939	38.4	30.1	5.6	1.5	0.5	0.3	註	0.3	0.2	0.2	0.2	
1938	34.1	27.1	4.5	1.1	0.6	0.4	0.3	0.3	0.2	0.5	0.5	
1937	31.1	24.73	2.4	3.8	0.93	0.6	0.4	0.9	0.8	0.8	0.8	
1936	27.1	20.4	19.47	4.7	1.1	6.1	1.4	1.4	2.4	2.4	2.4	
1935	29.3	19.47	30.9	8.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
1934	41.1	27.1	38.1	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	
1933	38.3	30.1	32.6	30.73	25.7	26.1	39.3	38.1	17.6	17.6	17.6	
計	30.1	32.6	30.73	25.7	26.1	39.3	38.1	17.6	17.6	17.6	17.6	
1939年末 収入見込	5.3	2.7	1.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

家屋及動産税

1939	4.1	3.43	0.4	0.1	0.06	0.03	0.02	0.01	0.03	0.03	0.03	
1938	3.8	3.2	0.4	0.4	0.06	0.07	0.03	0.02	0.02	0.05	0.05	
1937	3.6	2.9	2.9	2.8	0.5	0.5	0.06	0.1	0.02	0.02	0.02	
1936	3.4	2.8	2.8	2.8	0.5	0.5	0.06	0.1	0.02	0.02	0.02	

1935	3.1	2.5	2.5	2.5	0.4	0.4	0.54	0.10	0.10	0.10	0.10	
1934	3.4	2.4	2.4	2.4	0.4	0.4	0.54	0.16	0.16	0.16	0.16	
1933	4.1	2.7	2.7	2.7	0.3	0.3	3.1	0.90	0.90	0.90	0.90	
計	3.43	3.6	5.4	3.36	3.1	3.21	3.79	1.33	1.33	1.33	1.33	
1939年末 収入見込	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

會社税

1939	37.8	29.7	2.6	0.9	0.2	4.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
1938	47.5	44.2	1.5	0.9	0.4	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
1937	25.5	22.5	1.1	1.1	0.5	0.09	0.3	1.28	1.28	1.28	1.28	
1936	12.8	11.9	11.9	7.1	0.3	0.4	0.2	1.4	1.4	1.4	1.4	
1935	9.2	7.1	7.1	5.4	0.6	0.6	0.6	1.9	1.9	1.9	1.9	
1934	7.9	5.4	5.4	5.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	
1933	8.5	29.7	46.8	24.9	14.1	12.3	6.5	7.2	7.2	7.2	7.2	
計	1.1	1.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
1939年末 収入見込	1.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

地租

1939	5.3	3.4	1.8	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
1938	4.2	2.8	1.4	-0.05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	

岐阜県税務課上り徴収の課税状況

米穀在留量に及ぼす影響の概況

千石

1937	5.2	—	—	3.7	1.75	-0.2	-0.1	0.1	0.2
1936	6.5	—	—	—	3.8	1.9	0.1	0.1	0.6
1935	7.5	—	—	—	—	3.9	2.1	0.4	1.1
1934	9.3	—	—	—	—	—	4.3	3.8	1.2
1933	8.1	—	—	—	—	—	—	3.8	4.3
計	—	3.4	4.6	5.14	5.53	5.63	6.4	8.1	7.5
1939年未収入見込	—	1.8	0.2	0.3	0.2	—	—	—	—

(註) 非常時課徴ヲ含ム

(12) 消費税 (単位1,000キログラム)

	シヤバ及ヤヅラ													
	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933	1939(1)	1938	1937	1936	1935	1934	1933
バラノイソ油	7,793	7,744	7,213	7,309	7,427	7,964	7,361	3,792	3,534	3,535	3,207	3,192	3,269	3,017
ガソリン	17,488	14,738	15,022	13,160	12,261	10,872	10,574	10,941	9,968	9,780	7,836	7,096	6,084	6,052
ヤヅラ	2,118	1,919	1,798	2,211	947	883	1,260	254	250	319	455	1,048	1,639	1,881
タバコ	17,883	17,551	16,430	11,463	8,853	8,517	10,228	308	327	358	267	230	190	339
アルコール	1,461	1,516	1,427	1,130	1,005	917	560	—	—	—	—	—	—	—
砂糖	6,405	6,436	6,591	5,793	6,047	6,415	—	—	1	1	1	2	86	—
計	53,148	49,904	48,481	41,066	36,540	35,568	29,983	15,293	14,080	13,993	11,766	11,568	11,268	11,289

(13) 統計 (単位1,000キログラム)

	シヤバ及ヤヅラ													
	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933
輸入	822	778	784	458	450	494	562	377	393	435	244	234	237	248
輸出	638	580	691	368	317	360	384	1,175	1,132	1,615	781	612	638	655
印紙	12	13	25	114	119	126	93	2	3	4	37	78	74	46
計	1,472	1,371	1,500	940	866	980	1,039	1,554	1,528	2,054	1,062	924	969	949

(註) 一九三九年ハ假決算

(14) 屠税 (単位1,000キログラム)

	シヤバ及ヤヅラ													
	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933
牛、馬	2,724	2,553	2,774	2,880	3,002	3,068	3,294	684	684	813	895	928	904	897
豚	264	241	239	337	382	382	387	456	450	449	630	670	657	682
計	2,988	2,794	3,013	3,217	3,384	3,450	3,681	1,140	1,134	1,262	1,525	1,598	1,561	1,579

(15) 輸出入關税 (単位1,000キログラム)

	シヤバ及ヤヅラ													
	1939(1)	1938	1937	1936	1935	1934	1933	1939(1)	1938	1937	1936	1935	1934	1933
輸入關稅	40,424	34,801	36,561	30,451	34,331	37,474	34,388	18,350	15,644	19,292	13,682	13,480	14,908	12,931

米穀在留量に及ぼす影響の概況

千石

輸出關稅	(8) 626	(6) 652	(4) 4,681	(2) 893	517	821	857	(7) 5,555	(7) 6,017	(5) 22,442	(3) 3,104	1,738	2,341	1,366
計	41,050	35,453	41,242	31,344	34,848	38,295	24,085	21,661	41,734	16,786	15,218	15,218	17,249	14,327

- (註) (1) 一九三九年へ假決算  
 (2) シヤバ及ワヅラ=對スルエヌチートヨム輸出關稅(一、一七九、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (3) 外債=對スルエヌチートヨム輸出關稅(三、四一七、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (4) シヤバ及ワヅラ=對スルエヌチートヨム輸出關稅(二、一一一、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (5) 外債=對スルエヌチートヨム輸出關稅(八、八七六、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (6) シヤバ及ワヅラ=對スルエヌチートヨム輸出關稅(三、二五〇、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (7) 外債=對スルエヌチートヨム輸出關稅(一四、一一四、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (8) シヤバ及ワヅラ=對スルエヌチートヨム輸出關稅(二、七九八、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク  
 (9) 外債=對スルエヌチートヨム輸出關稅(一、五八八、〇〇〇ギルダ)ヲ除ク

他面、一般會計より官業へ支拂はれた缺損補填費は、第二表に示したるが如く、事業法によらざる官業缺損補填費二千七百七十五萬九千ギルダ、事業法による官業缺損補填費千三百六十六萬九千ギルダ合計三千五百四十二萬八千ギルダである。したがつて、官業収入が純粹に、一般會計へ寄與したる額は、三千百四十萬一千ギルダとなる。

この官業収入の、一般會計への純粹なる寄與額の内譯は如何なるものであるか。この點については、資料として、最も新らしいのは一九三九年度のものを示しうるにすぎないが、こゝろみに、左に之を示して見よう。

阿片及鹽專賣	一五、〇〇七ギルダ	渡漑事業	七七二千ギルダ
阿片工場	—	官營水力事業	七八三
官營質屋	五、三四三	郵便、電信、電話事業	四、五三九
製鹽工場	—	鐵道、軌道、モーター車運輸事業	五、一六九
官營農場	二、二二七	測量事業	五二
森林事業	二、一一五	海軍工廠	二三五
パンカ錫	一五、〇〇〇		
石炭業	一、一三六		
官營印刷工場	五九		
港灣事業(A)	九六一		
港灣事業(B)	(一)三九		

(註) 右数字は一九三九年度假決算  
 港灣事業Aは事業法によるもの  
 港灣事業Bは事業法によらざるもの

右に於て注意すべきは、阿片及鹽の專賣収入の寄與が、第一位を占め、第二位のパンカ錫業と共に、斷然、他部門をひきはなしてゐることである。

この專賣収入は、實質上は消費税と見做すべきであり、これを、租稅收入に加算すれば、蘭印歳入に於ける租稅收入の地位は、より大となり、更に、租稅收入中における大衆課稅收入の割合が、より大となるのを注意すべきである。

### 三、雜 收 入

世界的危局下に於ける蘭印財政



世界的危局下に於ける蘭印財政

雑収入は、次の十三項目より成る。

- 一、ジャバ銀行収益の分前
- 二、ピリトン會社収益の分前
- 三、蘭印石油會社収益の分前
- 四、私營鐵道會社収益の分前
- 五、蘭印水力會社収益の分前
- 六、鑛業權特許料
- 七、石油事業よりの特別収入
- 八、土地の賃貸料
- 九、前に私有地たりし土地よりの収入
- 十、罰金、沒收
- 十一、航路標識料
- 十二、水先案内料
- 十三、その他の収入

一九四一年度は、雑収入合計三千二百十九萬四千ギルダーである。このうち、主なるものは、鑛業權特許料。

ピリトン會社及び蘭印石油會社収益の分前、土地の賃貸料、水先案内料等である。詳細の數字は、第十六表に示されてゐる。

(16) 雑 收 入 (單位 1,000ギルダー)

項 目	豫 算		總 算		假 決 算		決 算				
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934	
1. ジャバ銀行収益ノ分前	500	270	700	700	367	548	498	316	183	315	
2. ピリトン會社収益ノ分前	3,000	2,000	3,000	3,000	2,000	4,500	4,500	8,700	2,400	1,300	
3. 蘭印石油會社収益ノ分前	3,000	6,500	...	...	7,279	7,189	2,245	858	222	166	
4. 私鐵道會社収益ノ分前	375	375	354	354	411	1,344	176	176	151	588	
5. 蘭印水力會社ノ収益分前	285	255	285	285	255	240	225	180	165	165	
6. 鑛業權特許料	12,850	9,255	12,780	12,780	11,757	13,419	6,294	4,174	2,959	1,828	
7. 石油權ヲリノ特別収入	—	...	—	—	—	1,742	3,500	5,000	—	—	
8. 土地ノ賃貸料	3,425	3,465	3,425	3,425	3,531	3,632	3,747	3,420	3,776	4,449	
9. 前に私有地タリシ土地ヲリノ収入	...	...	10	10	15	10	102	104	168	90	
10. 前金没収	1,160	1,115	1,160	1,160	1,216	1,120	1,116	967	937	982	
11. 航路標識料	2,500	2,625	2,700	2,700	2,879	2,679	2,644	2,359	2,422	2,441	
12. 水先案内料	3,100	3,200	3,200	3,200	3,404	3,244	2,995	2,652	2,874	2,904	
13. 其他ノ収入	1,499	1,772	1,692	1,692	1,480	2,451	2,413	2,104	2,454	3,099	
計	32,194	30,832	29,206	29,206	34,594	38,629	30,455	25,010	18,711	18,307	

世界的危局下に於ける蘭印財政

四、公債收入

蘭印財政は、既に述べた如く、一般會計に於ても、赤字年度の方が多く、特別會計に至つては、連年赤字つきで、剩餘を示せる年度は、きはめて寥々たる有様である。

即ち、第一表において見たる如く、一九三二年度より一九四一年度に至る赤字額は六億九百一萬ギルダー、剩餘額は二千九百六十七萬五千ギルダー、差引純赤字額は五億七千九百三十四萬四千ギルダーに及んでゐる。更に一八六七年以來一九四一年度までの純赤字額は十九億九千四萬七千ギルダーに達してゐる。

この赤字は、主として、公債によつて賄はれたのである。したがつて、蘭印における公債が、年々累積し來つてゐるであらうことは、想像に難くない。

一九一二年蘭印財政の獨立と共に、蘭印政府は公債を募集するの權能を附與されたのであるが、左に、一九一三年以後一九四〇年に至る蘭印公債の推移を見よう(第十七表)。

即ち、長期公債と短期公債の兩者を合して、一九一三年の一億四百七十一萬三千ギルダーが一九四〇年には、十四億千七百九十二萬ギルダーへと膨脹を示してゐる。

しかして、一九二三年までは、連年増加の一方であつたが、一九二四年より一九二九年までは、稍々遞減の傾向を示してゐる。しかるに、一九三〇年より一九三三年まで再び増勢に轉じ、一九三四年以後、更に今度は減退

し、最近二、三年間に於て、稍々増加してゐる。

(17) 蘭印公債表 (單位千ギルダー)

年	流動公債		長期公債		臨時債	總額
	元	利子	元	利子		
1940.....	205,770	3,200	1,212,150	37,602	37,857	1,417,920
1939.....	122,617	2,221	1,249,929	38,679	37,869	1,372,546
1938.....	80,210	868	1,287,797	38,290	36,284	1,368,007
1937.....	34,203	2,284	1,324,082	52,030	15,577	1,358,285
1936.....	84,305	3,926	1,342,504	54,403	21,242	1,426,809
1935.....	132,274	4,691	1,363,746	54,978	22,317	1,496,020
1934.....	139,390	7,966	1,369,208	56,635	44,343	1,508,598
1933.....	261,357	2,989	1,261,012	59,679	42,050	1,522,369
1932.....	240,820	4,802	1,188,062	57,123	58,248	1,428,882
1931.....	186,743	3,137	1,139,810	58,326	25,749	1,326,550
1930.....	101,167	2,897	1,065,885	52,504	19,158	1,167,052
1929.....	42,926	992	983,625	53,849	20,344	1,026,551
1928.....	7,449	37	1,011,683	56,920	33,173	1,004,234
1927.....	8,597	99	1,053,530	56,104	20,135	1,044,933
1926.....	2,859	546	1,082,116	61,233	20,085	1,084,975
1925.....	61,230	2,572	1,104,505	61,650	20,044	1,165,735
1924.....	112,300	6,655	1,124,549	60,733	18,345	1,236,849

世界的危局下に於ける蘭印財政

1923.....	235,858	14,457	1,067,894	48,490	16,551	1,303,752
1922.....	416,369	17,896	761,878	37,989	16,585	1,178,247
1921.....	591,634	25,742	529,683	29,466	13,322	1,121,317
1920.....	472,990	10,672	412,004	21,501	13,486	884,994
1919.....	112,225	6,349	425,492	10,052	8,402	537,717
1918.....	138,400	3,372	253,894	11,424	8,041	392,294
1917.....	26,300	1,490	261,935	9,821	6,562	288,235
1916.....	13,700	2,570	218,497	7,340	4,516	232,197
1915.....	59,600	3,100	143,013	3,398	2,020	202,613
1914.....	88,985	1,803	82,365	2,523	1,330	171,350
1913.....	20,600	517	84,113	2,585	1,274	104,713

一九四〇年入算。

一九三九年入算。

このことは、一九二九年度までの蘭印經濟の發展期における、公債の自然的増加とその順調なる整理償還の實施、一九二九年以來の世界的恐慌にもとづく財政の赤字の累積に伴ふ公債の膨脹、低利借換その他による公債減少策の實施、それにも拘らず、最近二、三年の赤字増大による公債の増加を意味してゐるのである。

もとより、これらの公債は、一般會計の財源となるものと、特別會計の財源となるものがある。特別會計の財源となる公債は、生産公債と云はれるかもしれないが、この公債の元利拂の費用、即ち、公債費は、既述の如く、一般會計中の一般支出の中に含まれてゐる。而して、一般會計の支出を賄ふべき一般會計収入は、官業による繰込は小額にして、租稅収入がその中軸をなしてゐるのであり、然も、この租稅収入には、大衆課稅収入が多

(18) 確定公債内譯

年次	銘 柄	償還期限 (年)	利 率 (%)	公募率 (%)	シ ン チ ケ ー ト 引 受 率 (%)
1.	1883 (2)	—	3	98,75	—
2.	1921C/1923B(3)	29	3 1/2-3 1/4-3	—	—
3.	1935 (4)	35	3, 1 1/2	99,25	—
4.	1937(借換)(5)	30	3	96,75	—
5.	1937A 借換(6)	37	3	96,75	—
6.	1938(借換)(7)	38	3-3 1/2	100	—

発行價格(1) (1,000ギ ルダ-)	元 金 額					
	額面價格 (1,000ギ ルダ-)	1939年マ デ償還サ レタ額 (1,000ギ ルダ-)	1939年末現 在未償還額 (1,000ギ ルダ-)	1940年マ デ償還サ ルべき額 (1,000ギ ルダ-)	1940年末現 在未償還額 (1,000ギ ルダ-)	1940年ノ利 子額(1,00 0ギルダ-)
43,302	44,000	28,191	15,809	1,000	14,809	474
99,548	99,548	20,596	78,952	3,433	75,519	2,369
49,413	50,000	3,180	46,820	870	45,950	1,623
144,216	150,000	10,000	140,000	5,000	135,000	4,125
878,075	912,050	49,300	862,750	24,650	838,100	25,883
113,842	115,000	9,402	105,598	2,854	102,744	3,125
1,328,396	1,370,598	120,669	1,249,929	37,807	1,212,122	37,599

註 (1) ボーナス及コミッションヲ控除(發行經費ハ除外セズ)  
 (2) オランダ本國公債60,900,000フローリンノ蘭印負擔  
 (3) コノ種公債ノ未償還額ハ3 1/2利率ノオランダ國庫債券擔保トシテ、オランダ本國及ビジャバ銀行ノクレジットニヨツテ返済サレタ。私的協定ニヨリテ、利率ハ1937年11月ニ3 1/4% 1938年2月ニ3%ヘト變更サレタ  
 (4) 蘭印公債1923年Eノ借換及ビ流動公債ノ部分的償還  
 (5) 蘭印公債1930年、1931年度分ノ借換  
 (6) 蘭印公債1934年、1934年A及ビ1934年III年ノ借換  
 (7) 元來、オランダ本國ニヨツテ額面價格デ發行サレタ4分利公債デ4分利付オランダ本國公債1933年度ノ收入ヲ示スモノニシテ、3分—3分半利付オランダ本國公債1938年度分ニ借換ヘラセシモノ。  
 償還早キモノハ3分利付、1年後ニハ、3分半利付ニ固定セシメラル。

量に含まれてゐるのであるから、公債の累積は、一般大衆、即ち土民の負擔を加重することゝなるであらう。

長期公債は、第十七表に示されてゐる如く、一九四〇年度は、元金十二億一千二百二十五萬ギルダー、利子額三千七百六十萬二千ギルダーとなつてゐる。

これらの長期公債の償還期限は、一九四〇年末現在の分では、二十九年乃至三十八年となつて居り、利率は大體、三パーセント乃至三・五パーセントとなつて居る（第十八表参照）。

第十八表において、一八三三年度公債とあるのは、（註）に於て説明せし如く、オランダ本國公債の蘭印負擔部分である。純粹なる蘭印公債なるものは、財政獨立（一九一二年）以前には、存在しない。

さて、右の如く、蘭印公債の利率が、さして高くないのは、恐慌前の高利債を、低金利を利用して、低利債に借換へて來たからである。

短期債の内譯は、第十九表に示されてゐる。

即ち、蘭印短期債は、オランダ本國財務部、蘭印恩給基金、ジャバ銀行、國庫券、國庫證券、遞信事業、貯蓄銀行、土民自治預金、蘭印造幣基金等よりの借方であるが、歴倒的に大なるは、本國財務部勘定である。

要するに、蘭印の公債は、蘭印の負債である。蘭印は、この莫大なる負債と共に、他面、また、莫大なる資産（官業資本）を持つてゐる。しかし、官業収益は、蘭印公債元利拂の上に、大なる寄與をなしてゐない。よし、多少之を爲してゐても、それは、阿片、鹽等、大衆（土民）課稅的消費稅の性格を有する部門が、大部分である。

(19) 流動公債内譯 (單位1,000ギルダー)

	本國財務部 勘定		蘭印恩給 基金	ジャバ銀行		國庫券 國庫證券 (貸方)	遞信事業 貯蓄銀行 預金	土民自治 造幣基金	計
	借方	貸方		借方	貸方				
(1940)									
3月末日 (1939)	62,071	—	9,353	4,323	—	40,000	—	224	1,337
12月末日	72,636	—	20,000	2,830	—	30,000	—	94	37
9月末日	62,371	—	20,000	—	617	19,500	—	303	131
6月末日	39,796	—	20,000	—	201	40,000	—	963	937
3月末日 (1938)	54,475	—	20,000	—	215	35,000	—	94	1,566
12月末日	50,693	—	—	2,987	—	20,750	—	100	2,997
9月末日	45,302	—	—	—	4,064	16,000	5,000	268	1,595
6月末日	1,518	—	—	3,681	—	16,500	5,000	632	1,769
3月末日 (1937)	30,958	—	—	1,136	—	15,500	5,000	373	574
12月末日	10,575	—	—	8,096	—	9,500	5,000	343	38
9月末日	12,596	—	—	—	945	7,000	—	75	1,189
6月末日	32,298	—	—	—	1,134	8,500	—	155	427
3月末日 (1936)	56,342	—	—	4,181	—	6,750	1,000	663	941

世界的危局下に於ける蘭印財政

年月日	797	—	4,250	2,000	456	488	690	1,514	84,305
12月末日	75,022	—	—	—	—	—	—	—	—
9月末日	96,671	—	604	4,250	2,000	462	802	790	1,414
6月末日	110,111	—	1,660	1,500	2,000	430	731	430	1,264
3月末日	126,056	—	1,218	1,500	3,000	835	879	600	1,054
(1935)									
12月末日	130,254	—	1,326	—	2,000	1,455	627	1,450	714
9月末日	114,141	—	661	—	—	—	—	1,670	226
6月末日	144,976	—	8,683	750	—	—	—	1,470	226
3月末日	138,798	—	7,456	750	12,035	—	—	1,535	2,566
(1934)									
12月末日	119,866	—	1,487	—	1,750	12,035	—	1,760	2,492
9月末日	279,909	—	6,089	1,750	11,370	—	—	1,760	1,750
6月末日	267,776	—	1,662	1,000	10,705	—	—	1,210	1,549
3月末日	261,528	—	8,712	1,000	10,040	—	—	1,143	3,657

この専賣収益と、租稅收入（大衆課稅的性質大）とが、蘭印公債の元利拂ひに大なる寄與をなしてゐることを考へるとき、而して、公債所有者が、いかなる階級であるかを考へ合せるとき、所謂「生産公債」としての蘭印公債の、士民大衆に對して有する意義は、自ら明らかとなるのである。

尙、最近、短期債は著るしく増加してゐるが、長期債は、その反對に減少してゐること、即ち、短期債と長期債とが、逆の方向に動いてゐるといふことについて一言しよう。

今次歐洲大戰勃發以來蘭印は母國オランダとの交通を絶はれたことはすでに述べた。このことは、つまり、蘭印が、オランダより經濟的に收奪されることを免れたことを意味すると考へてよいであらう。

かくて從來蘭印よりオランダ本國に流出してゐた利子、利潤、配當金、年金等々は蘭印内に滞留することゝなつた。このことは、蘭印金融市場の公債應募能力を増大せしむるものである。しかし、蘭印當局は之等の滞留資金を流動的なものと爲し、直ちに、之等を長期公債に立ち向はしむることを避け、むしろ、この際、長期公債を極力減少せしめ、收入不足分は、短期債の増募によつて補はんとしたのである。

五、扶 役

以上によつて、一般會計の收入に關しては、大略の説明を了へた。最後に、租稅の一種とも見るべき扶役に就いて一言しよう。

(20) 外領統治地區ニオケル扶役

年次	扶役義務者 以テ扶役 ヲ受セラ レタル者	賠償金ヲ 以テ扶役 ヲ受セラ レタル者	扶役義務者 以テ賠償金 ヲ受セラ レタル者	扶役義務者ニ シテ賠償金ヲ 受テハズ且ツ 服役セザル者	服 務 日 数		日 役 日 数		實 數 一人 當リ	賠償金 （ギルダー）
					一人 當リ	合 計	合 計	一人 當リ		
1939.....	1,260,911	267,317	836,626	157,192	15/26	17,775,240	14,470,757	17,6	1,393,967,75	
1938.....	1,420,217	266,783	1,005,073	148,361	15/26	21,900,103	17,638,734	18	1,509,343	

世界的危局下に於ける蘭印財政

世界的危局下に於ける蘭印財政

表〇

1937	1,421,374	320,875	933,194	167,305	15/30	22,652,304	17,424,868	19	1,755,641
1936	1,463,330	282,490	1,041,267	139,573	15/30	25,357,696	18,681,384	18	1,594,765
1935	1,447,288	274,298	1,040,104	132,886	15/30	25,288,879	19,233,215	19	1,735,041
1934	1,432,676	229,122	1,061,931	141,623	15/32	25,779,949	18,461,574	17,4	1,234,853
1933	1,438,950	254,374	1,032,184	152,392	15/30	25,053,210	18,699,240	18,1	1,374,420
1932	1,488,916	437,839	897,499	153,578	15/30	21,953,540	15,609,884	17,4	2,526,392
1931	1,484,983	722,977	633,560	128,780	22/25	19,528,974	11,755,222	18,6	4,922,309
1930	1,468,899	850,346	534,275	84,278	-	16,122,026	9,838,976	18	6,520,398
1929	1,366,485	565,457	801,028	X	-	25,064,427	14,385,620	18	3,679,348

扶役は、外領の士民に對して課せられるもので、五十歳以下の成年男子は、ナベツ扶役義務者である。主として、道路、橋梁等の建設を目的としてゐる。

扶役義務者は、賠償金を支拂つて、扶役を免れることが出来る。

扶役義務者の數、其の他の數字は、之を第二十表に於て示した。

外領の中でも、リオウ及び其の屬地、西部ボルネオ、モルツケン群島、ニエウギニア島等に於ては、扶役は課せられない。

ベンカ及びピリトンに於ては、扶役の代りに、人頭税が課せられてゐる(第二十一表参照)。

課税地塊	(21) 人頭税		一人當り賦課額(セルダ)	總額(セルダ)
	課税對象人員	賦課額(セルダ)		
外領				
ベンカ及ピリトン	25,938	85,595	3,30	48,584
計	1939	25,938	85,595	48,584
	1938	26,056	85,987	47,382
	1937	26,384	86,276	41,992
	1936	26,252	86,037	55,061
	1935	26,911	88,866	57,469
	1934	27,131	89,532	42,975
	1933	27,163	89,638	48,732
	1932	27,091	89,400	43,700
	1931	26,643	87,922	33,726
	1930	26,343	86,932	31,894
	1929	26,059	85,995	15,836
	1928	25,663	84,688	26,768
	1927	25,231	83,262	26,936
	1926	24,980	82,562	24,453
	1925	24,926	82,256	X

(註) シヤベ及ワラニ於テハ、人頭税ハ1927年1月1日ヲ以テ廢止セラレタ。

世界的危局下に於ける蘭印財政

### 第四篇 特別會計

特別會計が、政府事業の資本勘定であることは、既にのべた。政府の事業に、蘭印事業法の適用を受くるものと、しからざるものがあること、及び、その内容については、すでに、のべたところである。

しかし、特別會計には、右の官業以外の政府事業の支出がある。これらの事業は、主として、工事である。左の如し。

- 私有地買戻し
- 政府従業員住宅建築
- 道路橋梁建設
- 灌漑其他の水事工事
- 衛生施設（飲料水供給）
- 軍部職員住宅建築
- 外領へ植民せる土民のための水事工事

之等の事業に對する資本の支出と、前記の二種類の官業への資本支出とが、特別會計の資本支出を構成してゐる。

ここで、特別會計の歳出歳入を一瞥しよう（第二十二表）。特別會計では、一般支出たる官業への資本支出（事業法によるものとしからざるものとの双方を含む）と、今のべた特別支出たる、他の資本支出、（以上が特別會計の資本支出）、それに、利潤留保とその他の経費とがある。

資本投下の割合が、特別事業へのそれよりも、官業へのそれが遙かに大であることは當然のこととして、官業への投資額が、一九三四年以來、累年顯著な増加を示してゐることに注意しなければならぬ。

略々この時期あたりから、特別會計は從來の剰餘は激減し、やがて、缺損に轉じてゐるのである（第一表参照）。尤も、これは、官業以外の分を含む特別會計全体のバランスであるが、官業のみの、一般會計に對する寄與について見るも、資本支出の増加に比し、一般會計への寄與はさして増加せず、殊に一九四〇年、四一年の最近二年間はそれ以前に比し、この寄與額の水準が一段下降してゐるのである。このことは、事業法の適用される

(22) 特別會計收入支出内譯 (單位1,000ギルダー)

年	集		減		決		集	
	1941	1940	1940	1939(1)	1938	1937	1936	1935
1. 官業への資本支出	12,499	19,103	16,164	8,979	7,045	8,199	3,440	2,145
								2,879
								49,451

1934年と1940年度の合計(2)





總算工廠	.....	65	235	50	69	95	132	—72		
計	括弧内數字ヲ(註)	(12,502)	(10,969)	(18,063)	(19,757)	(12,241)	(12,288)	(—3,921)	(—6,575)	(—17,427)
計	括弧内數字ヲ(註)	12,502	10,969	18,063	29,335	24,967	22,755	12,682	11,233	1,269

(註) 1930年以來、事業法ノ適用サレタ官業ノ最モヨク比較スルニハ、若シ管政年度ニ事業法ガ適用サレタカタナラバ、一般會計ノ繰リ込マレタカタデアラフテ餘額又ハ一般會計ニヨツテ補填サレタカタデアラフテトコロノ缺損ヲ會ソレタルニキザアル。之等ノ數字ハ( )内ニ示サレタキル。

ものと、しからざるものと兩者について言ひらるることである。

即ち、第二十三表によつて明らかなる如く、事業法による官業より一般會計への繰込額は、一九二九年まで順調に増加して来て、同年には、二千九百三十三萬五千ギルダーに達してゐるが、一九四〇年には、忽ち、一千八百六萬三千ギルダーへと下降し、一九四一年には、更に、一千二百五十萬二千ギルダーへと減退してゐる。

次に、第二十四表によつて明らかなる如く、事業法によらざる官業の一般會計への繰込額についてみると、一九四〇年以後の減退が見られる。

第二十二、二十三表の官業の一般會計への寄與は、一般會計より官業への缺損補填費支拂額を控除せる純寄與額である。よつて、第九表を合せ参照すれば、官業の一般會計寄與額の、一般會計收入全額中に占むる地位の相對的低下の傾向をも知ることが出来るであらう。

(24) 事業法ニヨラザル官業ノ一般會計への寄與ノ内譯 (單位1,000ギルダー)

	豫算		概算		概決算		決算						
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1934	1934	
1. 阿片及鹽ノ專賣	15,593	15,763	15,634	15,007	14,876	16,556	18,153	19,337	20,758	20,758	20,758	20,758	
2. 藥	1,762	1,621	2,334	2,115	2,101	2,193	22	—440	—1,285	—1,285	—1,285	—1,285	
3. 官署印刷工場	—	—	—	—	—	238	250	281	465	465	465	465	
4. 港灣事業	980	773	782	961	843	931	785	813	782	782	782	782	
5. 港灣事業	564	563	558	772	575	603	936	1,053	1,094	1,094	1,094	1,094	
6. 鐵道、軌道、海一車運轉	—	—	—	5,169	3,803	7,947	2,809	3,082	3,266	3,266	3,266	3,266	
1,2,4及5ノ計	18,899	18,720	19,308	18,855	18,395	20,283	19,896	20,764	21,349	21,349	21,349	21,349	
總計	18,899	18,720	19,308	24,024	22,198	28,468	22,955	24,125	25,080	25,080	25,080	25,080	

かくの如く、事業法によるものとしからざるものとを問はず、官業の一般會計への寄與が一九四〇年以來、著しく減少せる反面、之等官業への資本支出は、第二十一表に見たる如く、一九四〇年以來、急激に飛躍してゐるのである。

かくの如き官業は、その赤字補填の大部分を公債に仰いでゐるのであり、このことの、社會・經濟的意義については、既にのべたところのものである。

尙、このことに關聯して、官業收入のいかなる部門が、一般會計にいか程の寄與を爲してゐるか、といふこと

の分析が必要であることをと、阿片、鹽の專賣收入の、一般會計への寄與が最大なることを指摘したのであるが、この點に關しては、第二十五表がよく示してゐる。

即ち、一九三九年度について見るに、最も大なるは、阿片及鹽の專賣收入で、千五百萬七千ギルダー、第二位はベンカ錫鑛業の千五百ギルダーであり、この兩者が、斷然他を引きはなしてゐるのである。

第三位は、官營質屋の五百三十四萬三千ギルダー、鐵道其他運輸事業の五百十六萬九千ギルダー等である。

阿片、鹽の專賣收入、官營質屋、鐵道その他の運輸事業等は、大衆（土民）の負擔に歸着する部分大なりと考へ得るのであり、官業の一般會計への寄與が、之等の收益を中心としてゐることを考へるとき、一般會計收入と土民大衆負擔の關連性について、愈々明確なる論證を得るわけである。

次に、一九四〇年以來、官業への資本支出が、急激に増大した理由（このことは、それに伴ふ收益の増加ではなしに、むしろ、反對に、缺損の増大といふ犠牲を犯してまでも敢行されてゐる）は、何であらうか。

この點については、第二十六表が説明してゐる。即ち、これによつて見れば、事業法によらざる官業に於ては、港灣事業に對する資本投下が最も大であり、且つ、一九三九年以前に對する一九四〇年度の増加率も、きはめて顯著である。淺渫事業は、その類において、大體港灣事業に匹敵し、一九三九年以來、大なる飛躍をなしてゐる。一九四〇年度は港灣事業に一步を譲つたが、一九四一年度に於ては、事業法によらざる官業への資本投下額中第一位を占めてゐる。

(25) 官業ノ財政への寄與内譯 (單位1,000ギルダー)

年度(1)	收入	経費	餘利	政府ニヨツテ 補助サレタ額	純収益	一般會計 への寄與
阿片及鹽專賣	1989 27,036	12,029	15,077	—	—	15,007
1938 26,273	11,397	14,876	—	—	—	14,876
1937 26,782	10,226	16,556	—	—	—	16,556
阿片工場	1939 2,101	1,893	208	208	—	—
1938 2,258	1,890	368	368	—	—	—
1937 2,393	2,148	245	245	—	—	—
官營質屋	1939 11,976	4,314	7,662	2,319	5,343	5,343
1938 11,591	4,024	7,567	2,336	5,231	5,231	5,231
1937 9,807	4,597	5,210	2,216	2,994	2,994	2,994
製鹽工場	1939 6,191	2,568	3,623	3,623	—	—
1938 5,842	2,550	3,292	3,292	—	—	—
1937 4,804	2,269	2,535	2,730	—	—	—
官營農場	1939 8,279	4,645	3,634	1,407	2,227	2,227
1938 7,292	3,761	3,531	1,354	2,177	2,177	2,177
1937 7,795	3,607	4,188	1,936	2,252	2,252	2,252
森林事業	1939 11,114	8,999	2,115	—	—	2,115
1938 10,370	8,269	2,101	—	—	—	2,101
1937 9,247	7,054	2,193	—	—	—	2,193

世界的危局下に於ける蘭印財政

世界的危局下に於ける關印財政

	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928	1927	1926	1925	1924	1923	1922	1921	1920	
メソカ銀	32,587	26,551	40,258	11,733	10,263	7,414	988	1,029	907	1,430	1,319	1,425	10,431	9,988	10,232	2,350	1,919	1,883	3,192	3,051	2,954
石炭	10,154	11,192	11,033	8,836	7,888	6,147	741	785	669	469	476	494	3,005	3,086	2,865	1,578	1,344	1,280	420	423	410
官書印刷工場	22,433	15,359	29,225	2,897	2,374	1,267	247	244	238	961	843	931	7,426	6,902	7,367	772	575	603	2,772	2,628	2,544
船渠事業(2)	7,433	359	14,225	1,761	1,448	1,673	188	201	-	-	-	-	7,465	8,606	9,102	-	-	-	1,989	2,261	2,304
船渠事業(3)	15,000	15,000	15,000	1,136	926	-406	57	43	-	-	-	-	-39	-1,704	-1,735	-	-	-	783	367	240
港灣事業	15,000	15,000	15,000	1,136	926	-406	59	43	238	961	843	931	-39	-1,704	-1,735	772	575	603	783	367	240
波濤事業	15,000	15,000	15,000	1,136	926	-406	59	43	238	961	843	931	-39	-1,704	-1,735	772	575	603	783	367	240
官書水力事業	15,000	15,000	15,000	1,136	926	-406	59	43	238	961	843	931	-39	-1,704	-1,735	772	575	603	783	367	240

郵便、電信、電話事業	1939	24,844	17,726	7,118	2,579	4,539	4,539
	1938	22,500	17,052	5,448	2,622	2,826	2,826
	1937	22,386	15,337	7,047	2,517	4,532	4,532
鐵道軌道モーター車運轉	1939	38,865	33,696	5,169	-	-	5,169
	1938	35,236	31,433	3,803	-	-	3,803
	1937	34,871	26,924	1,947	-	-	7,947
製糖事業	1939	444	314	170	78	52	52
	1938	459	309	130	49	101	101
	1937	389	259	150	57	73	73
海軍工廠	1939	10,396	9,488	981	746	235	235

(註) (1) 一九三九年、假決算  
 (2) 專業法=モルモノ  
 (3) 專業法=モラザルモノ

阿片、鹽の專賣事業に對する投資は一進一退である(一九四一年度不明)、森林事業への投資は、最近殆んど無し。  
 これによつて見ると、事業法によらざる官業への資本投下は、主として、港灣事業と波濤事業へのそれであり、この二者への投下額の増大が、即ち、事業法によらざる官業への資本投下の最近の増加の主要原因を爲してゐるのである。

(26) 資本投下内訳

(単位1,000円)

	豫算		概算		假決算		決算				算	
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934	1940	計
事業法ニヨリタル官業ノ投資及ビ私企業ノ参加												
阿片及鹽ノ専賣	.....	-47	-65	-5	-421	-216	-13	-6	-	-726		
森	-	-	-	-	-	-	-130	-157	-175	-462		
蘭印石油會社ノ参加...	...	...	-	-	-	-	-	-	-	-		
港	-270	-1,886	-1,399	-168	-98	-105	-28	-48	-5	-1,851		
港	-560	-325	-500	-440	-201	-30	-25	-77	-21	-1,294		
計	-830	-2,258	-1,964	-613	-720	-351	-196	-282	-207	-4,333		
事業法ニヨル官業ノ投資												
阿片工場	-55	-49	-42	-	-	-	-44	-	-	-86		
官質屋	-55	-145	-110	-166	-25	-25	-11	-21	-4	-362		
製鹽工場	-954	-505	-487	-675	-413	-117	-16	-45	-72	-1,825		
官農場	-854	-932	-746	-944	-682	-417	-161	-380	-639	-3,969		
官印刷工場	-30	-65	-50	-75	-21	-	-	-	-16	-162		
郵便電信事業	-1,015	-2,095	-1,455	-1,229	-1,185	-3,132	-786	-714	-1,209	-9,710		
官水力事業	-1,487	-1,800	-1,861	-807	-264	-121	-25	-35	-77	-3,190		
▼カマサマ港.....	-5	-5	-	-1	-	-5	-	-4	-	-10		
▼カマサマ港	-1	-5	-5	-4	-2	-3	-	-	-	-14		

ベララソソ港	-30	-500	-430	-602	-20	-20	-28	-20	-1	-1,121
セマラソソ港	-10	-20	-6	-13	-27	-2	-7	-9	-	-64
カマサマ港	-55	-40	-138	-740	-147	-38	-36	-44	-55	-1,198
セラバヤ港	-40	-160	-40	-27	-26	-19	-35	-26	-20	-193
パソカ	-1,206	-1,101	-804	-995	-2,516	-3,346	-1,646	-192	-358	-9,857
エビソソ石炭	-171	-1,108	-478	-182	-252	-107	-104	-86	-48	-1,257
キトサマ石炭	-145	-255	-95	-184	-160	-191	-93	-76	-92	-891
官鐵道	-3,323	-5,713	-4,863	-1,083	-889	-174	-132	-113	-67	-7,381
測量事業	-170	-48	-74	-36	-1	-3	-1	-1	-1	-117
海軍工廠	-2,068	-2,299	-2,516	-603	-295	-128	-119	-37	-13	-3,711
計	-11,669	-16,845	-14,200	-8,366	-6,925	-7,848	-3,244	-1,863	-2,672	-45,118
總計	-12,499	-19,103	-16,164	-8,979	-7,645	-8,199	-3,440	-2,145	-2,879	-49,451

(註) 一九三四—一九四〇年計ニハ一九四〇年度概算ヲ含ム。

次に、事業法による官業への資本投下の内訳を考察するに、例年、量的に大なるは、大體において、鐵道事業、海軍工廠、パンカ錫事業、水力事業、製鹽工場、郵便、電信、電話事業等への投資である。何れも、百萬キルダール以上、乃至、それに近き數字を示してゐる。

而して、最近(特に、一九四〇年度より)飛躍的に増大してゐるのは、海軍工廠、測量事業、鐵道事業、水力事業、等である。製鹽工場への投資は、一九四一年度に於て、稍々増勢を示してゐる。

かくの如き、官業への資本投下内譯を考察すれば、それより引き出される結論は、蘭印の、統制經濟強化、といふこと、と、それより以上に、官業における、軍事的意義の重大化といふことであらう。

海軍工廠はもとより、測量事業、港灣事業、浚渫事業等何れも、軍事的意味が含まれてゐるであらうことを、否むことは出来ないのである。そして、かゝる事業への投資が、一九四〇年以來、大なる負債の累積をも顧みず、増加されつゝあると云ふことは、最近の世界情勢下において、蘭印が、國防に狂奔しつゝあるとのニュースと思ひ合せ、まことに、興味あることであらう。

(27) 特別會計特別支出及ビ收入 (單位1,000ギルダー)

	豫算		概算		決算						1934 1940 計	
	1941	1940	1940	1940	1939	1938	1937	1936	1935	1934		
私有地買戻シノ費	a. —	—	—	—	—	46	—	—	2	—	105	158
政府従業員住宅建築費	a. 306	764	762	737	737	327	645	292	120	115	998	
	b. 181	546	574	389	389	126	572	230	76	73		
道路橋梁費	a. —	—	—	—	—	—	—	35	113	75	197	420
	b. —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
灌漑ソノ他ノ水事工 事費	a. 779	547	638	531	531	462	546	566	570	434	3,467	
	b. 21	21	21	30	30	33	66	92	17	21		

衛生施設 (飲料水供給)	a.		b.		a.		b.		a.		b.		計
	5	20	8	61	1	1,747	5	4,750	5	71	12	76	
軍部職員住宅建築費	a. —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56
外領ニ植民セル土民 ノタメノ水事工事	a. 438	415	318	318	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b. 438	415	318	318	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其ノ	a. 1,299	565	1,203	1,663	819	1,975	210	135	111	—	—	—	5,417
	b. 495	—	20	16	5	61	35	13	549	—	—	—	—
計	a. 2,807	2,311	2,929	2,932	1,634	3,206	1,188	912	1,030	—	—	—	3,672
	b. 1,202	1,055	994	497	1,911	5,449	428	182	718	—	—	—	—

註 1939年ノ國決事  
a. へ 支出  
b. へ 收入  
1934/1940 計へ 1940 年度概算ヲ含ム。

要するに、蘭印の官業が、収益目的より、國防目的へと、變質しつゝある事實を、吾人は指摘したいのである。

特別會計の一般的資本投下は、右にのべた官業へのそれであるが、この外に、官業と名のつかぬ政府の工事事業その他への資本支出が、特別會計支出の中には、含まれてゐる。第二十七表は、これらの事業に對する支出と収入との内譯である。

以上は、大體において、特別會計の經費に關する考察である。

次に、収入について一瞥しよう。

第二十二表において示されてゐる如く、特別會計の収入は、官業への資本投下及び官業以外の政府事業への資本投下より生ずる収入と、利潤留保、償却のための官業支拂（特別會計のための公債の償還部分控除）その他となつてゐる。

この収入と経費とのバランスが、特別會計の、剩餘または缺損を意味する。この数字については、第一表を参照すれば、蘭印財政の當初よりの推移が明瞭である。この點に關しては、既にのべたから、こゝに再論を避ける。

### すむび

今次歐洲大戰の勃發と、オランダ本國のドイツによる占領は、蘭印財政に對し、明暗二種の影響を及ぼしてゐる。蘭印は、この機會に、オランダから、實質的に獨立することが出來た。これは最早和蘭の植民地ではなく、一個の獨立國である。従來母國より受けてゐた恩給、年金等の方法による財政的收奪、利子利潤、配當等による經濟的收奪を、蘭印は、まぬがれることが出來た。しかし、このことは、蘭印内部における蘭人の土民に對する收奪の停止とは無關係であることを注意しなければならぬ。われ／＼は、かゝる事實の存在を、現在も尙、財政の部面においても明らかに看取することが出來るのである。

次に歐洲大戰の勃發は、海外貿易に依存すること大なる蘭印經濟に深刻なる打撃を與へずには措かなかつた。このことは、大東亞戰爭の勃發によつて、更に深化された。即ち、最後の蘭印物産市場アメリカの蘭印からの隔絶が、愈々蘭印經濟を壓迫するであらうからである。經濟力の低下は、財政をも壓迫せずにはゐない。他面、蘭印は今や、本國よりの支援をうけることなしに、獨力で、軍備をより充實せしめねばならない。以上の如き情勢の下に、蘭印財政の今後の運命は、最もよく豫言されてゐると云ふことが出來るであらう。

附記 引用した統計はすべて「蘭印統計年報」一九四〇年版による。

912  
246

製本控

912	246	號	年	月	日
太平洋產業研究叢書					
第56卷					
備考					

印刷所

木澤印刷所

印刷所

木澤印刷所

東京市小石川區關口水道町四十一番地



Handwritten notes in Japanese characters, including '昭和十七年二月八日印刷' and '昭和十七年二月十三日發行'.

不  
許  
製  
復

昭和十七年二月八日印刷  
昭和十七年二月十三日發行

編輯兼  
發行者

印刷所

印刷所

太平洋產業研究叢書(第五輯)  
世界的危局下に於ける關印財政  
(非賣品)

橫濱市中區清水ヶ丘  
橫濱高等商業學校內  
太平洋貿易研究所  
代表者 德增榮太郎

東京市小石川區關口水道町四十一番地  
木澤源太郎

東京市小石川區關口水道町四十一番地  
木澤印刷所



終